

(新型コロナウイルスの影響による支援について)

世界中で感染が拡大している、新型コロナウイルスにより経営に影響が県内企業にも出ていることを考慮して、以下の取り扱いにて対応をする。(以下、コロナ対策枠)

1. 実施スケジュール

- ・ 支援実施期間 2020年4月1日～2021年2月28日
- ・ 申込期間 2020年4月1日～2021年1月31日

2. 利用可能回数 年度内 5回まで

3. 利用可能企業 県内に本社または主な事業所を有する中小企業者 (個人事業主含む)

4. 特別措置

①利用条件の緩和

- ・ 3年連続専門家派遣事業を利用した企業でも、コロナ対策枠での利用を認める。
(ただし、上記に該当する企業に関しては通常枠との併用は認めない)

②通常枠との併用

- ・ 通常枠と、コロナ対策枠での相談内容が違う場合は併用を認める。
申込書はそれぞれに提出すること。(同専門家でも可。)

使用例①：通常枠 販路開拓
 コロナ対策枠 資金繰り

使用例②：通常枠 BCP策定
 コロナ対策枠 感染症に対しての対応指導

ただし、1年間で利用できる回数は通常枠も合わせ上限を10回までとする。

5. その他

- ・ その他の運用については、通常枠と同様の扱いとする。

*** 流行や、県内企業の状況によっては運用の変更の可能性があります。**